



島根県報

令和8年10月2日（金）

第 7 5 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 2

【特定調達公告】

車両捜査支援システム機器増設等の賃貸借に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 3

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定 (文 化 財 課) 6

【選管告示】

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 7

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 9

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金
管理団体 9

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定 9

公示による通知 10

【正 誤】

令和8年4月17日付け島根県報第711号中 (選挙管理委員会) 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第55号）

1 規則の概要

- (1) 建築基準法施行令の改正に伴う引用する条項の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

島根県規則第55号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項中「第1号から第4号まで」を「次」に改める。

第19条中「第137条の12第8項」を「第137条の12第13項」に改める。

第19条の2第1項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第547号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

益田市上黒谷町765から769まで、773から775まで、776－1、777、781、782－1、782－2、784、785、787、788－1、788－2、789、790、792、793－1、794から796まで、1345、1348、1351から1353まで、1355－1、1355－2、1356、1357、1358－1、1359－1、1359－2、1363、1400から1404まで、1454、1475、1476、1477－2、1482、1483、1484－1、1484－2、1485、1486、1487－1、1487－2、1488、1787

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第548号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町乙加宮3315・3328（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年10月2日

島根県警察本部長 高 石 将 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

車両捜査支援システム機器増設等の賃貸借 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間等

令和9年10月1日から令和14年9月30日まで

ただし、試験実施に使用する機器については、令和9年9月30日までに構築及び試験を完了すること。

(4) 設置場所

県内7か所

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 過去3年以内において、都道府県警察に同種同規模のシステムを構築した実績があること。
- (9) 保守の拠点が島根県内に確保できること。
- (10) 保守業務について、入札説明書に定める要件を満たす対応ができること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2242、2243）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年12月14日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和8年12月14日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年10月16日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年12月11日（金）午前9時から同月14日（月）午後4時まで（同月11日午後5時から同月14日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年12月14日（月）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年12月14日（月）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年12月15日（火）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合

は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Vehicle Investigation Support system, 1 units

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. December 11, 2026 to 4 : 00 p.m. December 14, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. December 14, 2026

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. December 14, 2026)

(4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. December 15, 2026

(5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510, Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2242 or 2243)

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第8号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
古文書	山中家文書	100点	大田市大森町イ1597-3 (石見銀山世界遺産センター)	大田市
古文書	阿部家文書	35点	大田市大森町イ1597-3 (石見銀山世界遺産センター)	大田市

			ター)	
典籍	雲州風土記（出雲風土記 鈔）	4冊	出雲市大社町杵築東99番 地4（古代出雲歴史博物 館）	島根県

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県第一選挙区支部	高階 恵美子	会計責任者の氏名	神上園 由美	佐々木 由美	令和8年9月4日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県石油販売業支部	福島 誠	代表者の氏名	福島 誠	石原 俊太郎	令和8年5月25日
自由民主党島根県土地改良支部	能海 広明	代表者の氏名	能海 広明	田中 修	令和8年6月25日
		会計責任者の氏名	田中 浩二	長崎 泰樹	

2 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
出川桃子政策研究会	出川 桃子	主として活動を行う区域	島根県、鳥取県、東京都	松江市	令和8年7月22日
たかがい恵美子後援会	松尾 英子	会計責任者の氏名	神上園 由美	佐々木 由美	令和8年9月4日
たかがい恵美子と未来を創る会	高階 恵美子	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町2-1-2-816	島根県松江市内中原町140-2-305	令和8年9月4日
		主として活動	全国	島根県	

		動を行う区域			
--	--	--------	--	--	--

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
滝田ひとし後援会	草村 勇	会計責任者の氏名	山崎 安基子	野掘 邦弘	令和8年1月10日
島根県石油政治連盟	福島 誠	代表者の氏名	福島 誠	石原 俊太郎	令和8年5月25日
日本遺族政治連盟島根県本部	石原 道夫	主たる事務所の所在地	安来市鳥木町132	松江市東奥谷町363番地3	令和8年7月1日
		会計責任者の氏名	須山 昇	安藤 裕子	
民社協会東出雲支部	森本 秀歳	代表者の氏名	森本 秀歳	乗本 克己	令和8年7月1日
		主たる事務所の所在地	松江市大正町446-23	松江市東出雲町揖屋667-1	
		会計責任者の氏名	錦織 誠治	角田 智詔	
しまね分権自治フォーラム	川井 弘光	代表者の氏名	川井 弘光	渡辺 恵夫	令和8年7月3日
河野利文後援会	須山 成顕	会計責任者の氏名	檜谷 涼子	塩満 恭子	令和8年9月1日

島根県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
中道改革連合島根県第1区総支部	亀井 亜紀子	令和8年5月12日
立憲民主党島根県第1区総支部	石橋 通宏	令和8年5月30日
立憲民主党島根県第2区総支部	石橋 通宏	令和8年6月30日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
和田ふみお後援会	和田 文雄	令和7年3月31日
小林眞二後援会	藤原 令奈	令和7年12月20日

草田吉丸後援会	草田 吉丸	令和8年4月30日
三菱農機労働組合政治活動委員会	乗本 克己	令和8年8月20日

島根県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
高階 恵美子	たかがい恵美子と未来を創る会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町 2-1-2-816	島根県松江市内中原町 140-2-305	令和8年9月4日

島根県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
和田 文雄	和田ふみお後援会	令和7年3月31日

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和8年10月2日

島根県収用委員会会長 桐 山 香代子

- 1 起業者の名称
島根県
- 2 事業の種類
二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 島根県浜田市三隅町矢原

（単位：㎡）

地番	地目		地積		収用又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
574番	宅地	宅地	512.68	512.68	512.68	収用	

574番5	山林	山林	616	616.35	616.35	収用	
576番1	田	原野	1,826	1,826.46	1,826.46	収用	

4 土地所有者の氏名及び住所

地番	氏名	住所
574番	土地登記名義人 (亡) 品川 武雄 相続人 品川 壽男	564 N. Larchmont Blvd., #103, Los Angeles, California 90004
574番5		
576番1		

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

地番	氏名	住所	権利の種類
574番	中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 長谷川 宏之	広島県広島市中区小町4-33	賃借権
574番5	中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 長谷川 宏之	広島県広島市中区小町4-33	使用借権
	N T T西日本株式会社 代表取締役社長 北村 亮太	大阪府大阪市都島区東野田町 4丁目15番82号	使用借権
576番1	中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 長谷川 宏之	広島県広島市中区小町4-33	賃借権
	N T T西日本株式会社 代表取締役社長 北村 亮太	大阪府大阪市都島区東野田町 4丁目15番82号	使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和8年9月17日

島根県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

令和8年10月2日

島根県収用委員会会長 桐 山 香代子

1 通知すべき書類

令和8年9月17日付け島収第33号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事に係る土地収用案件について、土地収用法施行令第6条第3項の規定による審理の通知ができない次の者

氏名 品川 壽男

住所 564 N. Larchmont Blvd., #103, Los Angeles, California 90004

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和8年10月23日をもって通知があったものとみなされる。

正誤

令和 8 年 4 月 17 日付け島根県報第711号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

38

箇所
島根県選挙管理委員会告示第28号の表中

誤

国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 7 年 7 月 29 日
代表者である公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員		
国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号及び第3号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和 7 年 10 月 1 日
当該政治団体を主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類	出川 桃子 参議院議員		

正

国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 7 年 7 月 29 日
代表者である公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員		
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	出川 桃子、参議院議員		